

令和4年度労働保険年度更新 電子申請時に注意いただきたいこと

1 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年7月11日(月)

事前の検索及び申請はできません。

2 申告書作成時の注意点

① 申告誤り等で取り下げる場合は電話で依頼をしてください

申告内容に誤りがあった場合や、二重で申告してしまった場合等、取り下げを希望される場合は、①のお問い合わせ先まで電話にてご連絡ください。

お問い合わせの際は、到達番号、労働保険番号、事業場名、何についての電子申請(年度更新かそれ以外の手続きか)をお伝えください。

② 申告内容の修正依頼は原則受けていません

申告内容の誤り等のため修正が必要な時は、取り下げの連絡をお願いします。

③ 二重納付・二重申告にご注意ください

電子申請後に電子納付したあと、紙の納付書にて二重納付することがないようにご注意ください。

また、電子申請後に紙の納付書にて納付する際は、金融機関には申告書から切り離れた納付書のみ提出してください。申告書も提出すると二重申告になってしまいます。

④ 申告書の入力誤りにご注意ください

よくある入力もれ、入力誤りを別紙にまとめました。送信前に一度ご確認をお願いします。厚生労働省では申告書の作成を支援するツールを準備しています、ぜひご利用ください。

厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

⑤ 市販の電子申請対応ソフトウェアを使って申告するときはご注意ください

労働保険番号や保険率、概算保険料額等、申告書の内容に対するシステム側のチェックが行われません。記入漏れがないか、一層の注意をお願いします。

(e-Gov 画面から労働保険番号とアクセスコードを使用して申告する場合、保険料率、申告済概算保険料額が自動で設定されます。)

⑥ 建設業・林業の方は一括有期事業報告書等の添付もれにご注意ください

建設の事業を行う事業場の方が、一括有期事業について申告を行う際には、PDF で作成した**一括有期事業報告書**と、**一括有期事業総括表**を添付してください。元請工事が無かった場合は添付不要です。

同様に、**林業の事業**を行う事業場の方が、一括有期事業について申告を行う際は、PDF で作成した**一括有期事業報告書**の添付してください。

⑦ **期限内の納付をお願いします**

繁忙時期には受付が遅れる場合があります。電子公文書の返戻を待たずに、並行して納付書の作成・納付または電子納付にて納付期限までに納付いただくようお願いします。

⑧ **申告書の受理と不受理の確認をしてください 保存もお忘れなく**

申告書を受理した場合は電子公文書を返戻しています。不受理の場合はその理由をコメントにて通知しています。必ず結果をご確認いただき、不受理となった場合は再申請をしてください。

電子公文書は保存できる期間が限られています、必要な方は忘れずに保存してください。

⑨ **社会保険労務士の方は提出代行証明書を添付してください**

提出の状況に応じ、提出代行証明書、社会保険労務士証票(G ビズ ID の場合)の写しを添付してください。

⑩ **e-Gov の操作についてのお問い合わせ先**

e-Gov の操作についてのお問い合わせは、e-Gov のサポートデスクへお問い合わせください。

e-Gov 利用者サポートデスク

050-3786-2225

e-Gov では電子申請利用マニュアルやヘルプページもご利用いただけます。

市販のソフトウェアをご利用の方は、各ソフトウェアの販売会社へお問い合わせください。

⑪ **(電子申請関係)提出済みの申告書についてのお問い合わせ先**

愛知労働局 労働保険適用・事務組合課 適用係 電子申請担当

052-219-5503

※既に提出済みの電子申請についてお問い合わせの際は、到達番号、労働保険番号、事業場名、何についての電子申請(年度更新かそれ以外の手続きか)かをお伝えください。